

令和4年度岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会
談合等調査審議部会の概要

1 開催日時

令和4年7月22日（金）午後4時20分から午後4時30分まで

2 開催場所

岩手県公会堂 24号室

3 出席者

(1) 委員（2名出席）

田村 賢一 部会長、吉田 敏恵 委員

(2) 県側出席者

（出納局総務課）安倍特命参事兼入札課長、岩淵主事

4 開会

（事務局）

ただいまから、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会談合等調査審議部会を開催します。

これより議事に入りますが、委員会条例第4条第2項の規定を準用し、部会長が会議の議長を務めることとなりますが、委員改選後、初めての部会ですので、部会長が選任されるまでの間、入札課長の安倍が暫時進行させていただきます。

なお、本日、お手元に配付いたしております資料No.3は、非開示とする資料ですので、各委員におかれましては、御了解をお願いします。

5 議事

(1) 部会長の互選について

（事務局）

それでは、議事(1)の「部会長の互選について」お諮りいたします。

例規集の確認は省略させていただきます。

条例第6条第4項の規定により、条例第4条第1項の規定を準用し、部会長は委員の互選によることとされております。先程の委員会と同様、御推薦を頂戴したいと存じます。

どなたか御推薦はございますか。

【吉田委員】

田村委員さんをお願いしたいと思います。

（事務局）

ただいま、吉田委員から田村委員との御発言がございましたが、ほかにございますか。

（発言なし）

ほかに御推薦がないようですので、田村委員を部会長と決定してよろしいでしょうか。

（異議なし）

御異議がないようですので、部会長は田村委員をお願いします。

それでは、条例第4条第2項の規定を準用し、部会長が会議の議長となりますので、田村部会長には、議長席にお移り願います。

(2) 職務代理者の指名について

【田村部会長】

談合に関しましては盛岡市の監査をしていた時以来ということで久しぶりとなりますが、事案が発生したら、精一杯務めさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

次に議事(2)の「職務代理者の指名について」ですが、条例第4条第3項の規定を準用し、部会長が指名することとされております。

職務代理者には、吉田委員を指名します。

吉田委員よろしくお願いいたします。

以上をもちまして議事を終了します。

事務局にお返しします。

6 談合等調査審議部会について

事務局から資料No. 2、3により説明を行った。

[質疑等]

【田村部会長】

談合情報があつてこの部会が開催される場合、談合があつたと思わしき証拠はどうやって集めるのか。

(事務局)

我々は捜査機関ではございませんので、談合情報対応マニュアルで定めているのは入札参加業者を個別に呼んで行う事情聴取のみになります。

疑いが高いが事実を確認できなかったというものが多いのはそういうところです。

なお、適正化委員会にお諮りするような案件につきましてはすべて公正取引委員会や警察に通報しているものです。

【吉田委員】

公正取引委員会がどういうふうにかかわり、調べるのか関心がありました。

(事務局)

そこは我々の関知できないところです。

7 閉 会

(事務局)

以上をもちまして、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会談合等調査審議部会を終了します。ありがとうございました。